

八尾市地域防災計画の改定について（概要）

1 計画の目的と概要

八尾市地域防災計画は災害対策基本法 第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第5条（推進計画）の規定に基づき、昭和40年7月に作成した。本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは、八尾市防災会議で審議のうえ修正するとされている。

2 改定の理由

令和4年3月の計画修正以降、これまでの期間に法令改正及び国・府計画が変更されたこと等に伴い、それらと整合性を図るとともに、本市組織機構改革等による本部組織等の変更、統計関係数値の更新など、所要の事項も併せて行う。

3 主な改定内容

(1) 大阪広域水道企業団への水道事業統合にかかる修正

改定内容	掲載頁
令和7年4月1日より、八尾市水道局の大阪広域水道企業団(以下、企業団)への水道事業統合に伴い、災害時に防災力を確実に発揮するために、水道局が行う給水活動や応急復旧対策は企業団の責務として行うことを示すとともに、対策本部組織体制等の見直しを行うことで、事業統合後の市と企業団との連携体制の整理を行った。	1部 23、31、59～60、66、112～114 2部 2、13、16～17、19～20、91、101、115、140、179～181、213～215

(2) 市の機構改革等を踏まえた修正

改定内容	掲載頁
前回修正時(R4年3月)以降に、市の機構改革に伴い変更のあった部局・課について反映させるとともに災害時の各班の構成課等の再編集を一部行った。(水道局の企業団への事業統合にかかる修正については、「(1)大阪広域水道企業団への水道事業統合にかかる修正」で記載のため除く)	1部 15～19 2部 3～12

(3) やおコミュニティ放送(株)の閉局(R6.3.31)を踏まえた修正

改定内容	掲載頁
令和6年3月31日付で、やおコミュニティ放送(株)が運営するFMちゃおが閉局となったことを受け、コミュニティFM等による情報発信の項目を削除するとともに、災害時の情報伝達手段の代替策の1つとして、臨時災害放送局の開局等について記載した。	1部 80～81、83、134 2部 126、203

(4) 近年の災害を踏まえた修正

改定内容	掲載頁
令和3年7月3日に静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生したことを受け、災害発生時には救助活動の効率化・円滑化に資するため、原則、大阪府において安否不明者の氏名等の公表を行い、安否情報を広く求めることにより救助対象者の絞り込みを行う。市は、関係機関の協力を得ながら積極的に情報収集を行うが、個人情報保	1部 83 2部 116

改定内容	掲載頁
護法等を踏まえつつ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等公表の可否を判断していくことを明記した。	
令和3年7月3日に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することを明記した。	1部 57～58
能登半島地震を受け、本市からも応援職員を派遣したが、応援職員から断水によるトイレ使用の困難さの報告を受け、トイレの重要性を再認識したところである。能登半島地震での被災地の復旧・復興はいまだ途中ではあるが、現状できる対策として、大阪府域救援物資対策協議会による「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」の中で、洋式水洗の組立式トイレ、便袋(簡易トイレ用)、凝固剤の備蓄目標を掲げることとなり、本計画にも目標数について明記した。	1部 110～111

(5) 東海地震関連情報にかかわる対策等の削除

改定内容	掲載頁
気象庁は南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴い、東海地震に関連する情報の発表は行わないことを公表していることから、本市地域防災計画に混乱が生じないよう、また、他市の動向も踏まえ、東海地震関連情報にかかわる記載は削除した。	—

(6) 南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた本市の本部体制及び配備体制の修正

改定内容	掲載頁
令和6年8月8日に気象庁より発表された南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意)を受け、本市の長期的な体制維持を図ることを主軸に、南海トラフ地震をはじめとした巨大地震の発災後に、災害対応が確実に行える体制に変更するため、本部設置基準や配備体制を一部修正した。	2部 1、15、18、28、35

(7) 大阪府地域防災計画の修正を踏まえた修正

改定内容	掲載頁
複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)が発生する可能性も考慮することを追記した。	1部 11
市及び国、府等の防災関係機関は、河川・水路、農業用ため池の大雨による水害を防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働しながら、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施することを追記した。	1部 45
大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会等において、気候変動による影響を踏まえること及び国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、密接な連携体制を構築するために「流域治水」の取組を推進することを追記した。	1部 50
山地災害対策として、府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図ることを追記した。さ	1部 57

改定内容	掲載頁
らに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進することを追記した。	
市は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めることを追記した。	1部 74
防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、平常時からの点検、訓練等に努めることを追記した。	1部 75
府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度を推進することを追記した。	1部 79
消防本部、府、大阪府警察（八尾警察署）、自衛隊等は平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めることを追記した。	1部 88
停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めることを追記した。	1部 104
福祉避難所において、特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めることを追記した。	1部 104
災害廃棄物に関する情報の周知として、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste Net）や地域ブロック協議会の取組み等に加え、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）についてもホームページ等において公開する等、周知に努めることを追記した。	1部 117
学校教育・社会教育における防災教育において、市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことができるよう努めることを追記した。	1部 121
連携すべきボランティア団体等の1つとして、おおさか災害支援ネットワークを追記した。	1部 141
府は、府有施設や府立施設について、市の希望に応じて当該施設を一時滞在施設として提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市と連携して市の一時滞在施設確保の支援に努めることを追記した。	1部 144
「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進することを追記した。	1部 150
府の緊急防災推進員は、震度5弱以上を観測した場合に指定された場所（本庁危機管理課執務室）に勤務時間内外問わず参集することを追記した。	2部 38
大和川下流洪水予報において、各情報の発表基準の内容を追記した。	2部 63～64
大阪管区气象台と府が共同で発表する寝屋川流域洪水予報の発表基準の内容を追記した。	2部 64～65
大阪管区气象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報において、発表条件に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときを追記した。	2部 66～67
食物アレルギーを有する者への配慮において、避難所班長及び避難所運営委員会は、	2部 177

改定内容	掲載頁
避難者の食物アレルギーに関するニーズ等を把握し、食物アレルギーに配慮した食物の確保に努めることを追記した。	
避難所班長及び避難所運営委員会は、正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努めることを追記した。	2部 177
ボランティア団体との連携において、おおさか災害支援ネットワークを新たに追加し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処することを追記した。	2部 273
市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとし、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとすることを追記した。	2部 292

4 計画改定日

令和7年4月